

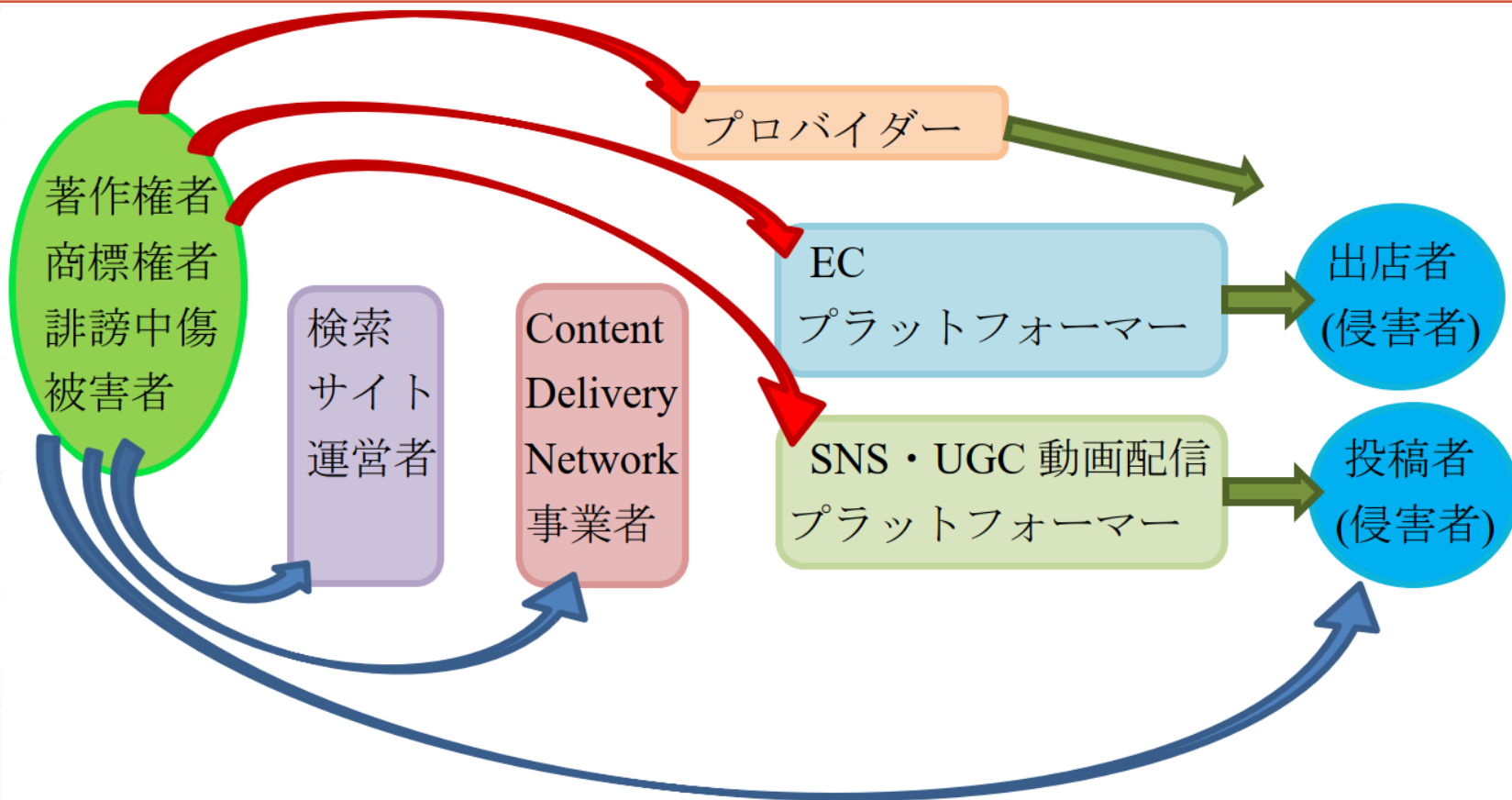
# 日・米・EU・中のEC関連法制度の 最新動向および判例調査

## 概要

# 本報告書の概要

- ★本報告書は、2021年3月に公表された「発信者の知的財産権侵害行為に対してプラットフォーマー／プロバイダーが負う法律上の責任に関する各国比較調査報告書」（以下「2021年報告書」）におけるプラットフォーマー／プロバイダー（以下「ISP等」）が負う法律上の責任について、その後の約5年間の法改正の動きと新たに  
出された裁判例を調査し、侵害者が負う法律上の責任とともに、紹介するものである。
- ★調査対象は、日本、米国、欧州連合（以下「EU」、ドイツとフランスを含む）及び中国であり、日本の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法、情プラ法）やEUのデジタルサービス規則（Digital Services Act）だけではなく、米国のINFORM Consumers法やTake It Down法や中国のライブコマース監督管理弁法といった新しい法制度も紹介し、裁判例は、2021年以降に出された注目すべき事件を盛り込んだ。

# インターネット上の権利侵害への対応



著作権者、商標権者又は誹謗中傷の被害者は、出店者や投稿者を突き止めることができれば、直接に権利行使を行うことも可能であるが、ECプラットフォームやSNS・UGC動画配信プラットフォームに対して権利行使したり、投稿へのアクセスを仲介し容易化しているプロバイダー、検索サイト運営者、又はCDN事業者に対して責任を追及したりすることも行われている。

# (日本) 情報流通プラットフォーム対処法

## ★発信者情報開示命令事件（非訟手続）

令和3年改正で創設された非訟手続（手続の流れは次頁参照）は、581件（令和4年）、3,959件（令和5年）、6,779件（令和6年）と件数が急増しており、東京地裁では、「スマートフォーマット」と「シームレス審理」による効率処理を図っている。

## ★大規模特定電気通信役務提供者の義務

被侵害者から侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出が行われた場合に（情プラ法第23条）、侵害情報送信防止措置を講じた旨や講じなかった旨とその理由を申出を受けた日から7日以内に申出者に通知しなければならず（情プラ法第25条、同法施行規則第16条）、送信防止措置の実施に関する基準等の公表（情プラ法第26条）や措置の実施状況等の年1回の公表（情プラ法第28条）の義務を負うことが規定され、迅速な対応と実施状況の透明化が期待される。

# (日本) 発信者情報開示命令事件の手続の流れ

※CP…コンテンツプロバイダー、AP…アクセスプロバイダー

申立人→裁判所

CPに対する**開示命令**・**提供命令**の申立て

裁判所→CP

**提供命令**の発令

CP→申立人

APの名称の提供

申立人→裁判所

APに対する**開示命令**・**消去禁止命令**の申立て

申立人→CP

APに対する**開示命令**の申立てをした旨の通知

CP→AP

IPアドレス、タイムスタンプ等の発信者情報の提供

AP→発信者

意見照会

裁判所→AP

**消去禁止命令**の発令

裁判所→CP/AP

事件を併合し、**開示命令**の申立てについて決定

# (日本) 最新裁判例(1)

- JP-1** 株式会社KADOKAWA、株式会社集英社、株式会社小学館 v. Y 【著作権侵害】 東京地裁令和6年4月18日判決（海賊版ウェブサイト運営者）
- JP-2** 株式会社ファンデクセル v. Y1、株式会社コゾノ企画 【商標権侵害】 東京地裁令和6年3月18日判決（ECプラットフォーム）
- JP-3** X1、X2（、X3） v. Y 【著作権侵害】 知財高裁令和7年10月16日判決（侵害通知者）
- JP-4** X v. Google LLC 【著作権侵害】 知財高裁令和8年1月26日判決（検索サービスプロバイダー）
- JP-5** X v. クラウドフレア インク 【著作権侵害】 知財高裁令和4年2月21日判決（コンテンツデリバリーネットワークサービスプロバイダー）
- JP-6** 株式会社NTTドコモ v. X 【肖像権等侵害】 最高裁令和6年12月23日判決（アクセス（経由）プロバイダー）
- JP-7** 有限会社プレステージ v. エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 【著作権侵害】 東京地裁令和6年6月3日判決、知財高裁令和6年12月24日判決（アクセスプロバイダー）

## (日本) 最新裁判例(2)

- JP-8** 株式会社モリサワ v. ヤフー株式会社【商標権侵害】東京地裁令和3年7月14日判決（オークションプラットフォームフォーマー）
- JP-9** 株式会社ストライプインターナショナル v. 株式会社メルカリ【商標権侵害】東京地裁令和4年1月20日判決（フリーマーケットプラットフォームフォーマー）
- JP-10** 株式会社Link Life v. KDDI株式会社【商標権侵害】東京地裁令和5年2月16日判決（アクセス（経由）プロバイダー）
- JP-11** 株式会社Link Life v. Google LLC【商標権侵害】東京地裁令和5年3月30日判決（検索サービスプロバイダー）
- JP-12** Twitter, Inc.訴訟承継人X Corp. v. Y【商標権侵害】東京地裁令和6年1月16日判決（SNSサービスプロバイダー）
- JP-13** 株式会社全国新聞ネット v. 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ【商標権侵害】東京地裁令和7年8月25日判決（アクセスプロバイダー）
- JP-14** 株式会社KADOKAWA、株式会社講談社、株式会社集英社、株式会社小学館 v. Cloudflare, Inc.【著作権侵害】東京地裁令和7年11月19日判決（コンテンツ・デリバリー・ネットワークサービスプロバイダー）

# (米国) デジタルミレニアム著作権法(DMCA)第512条

★(c)利用者の指示によりシステムやネットワーク上に存在する情報サービスプロバイダーが、(i)システム若しくはネットワーク上の資料若しくは資料を用いた行為が侵害している現実の知識がないか、(ii)当該現実の知識がなく、侵害行為が明白な事実若しくは状況を認識していないか、又は(iii)知識若しくは認識を得て、資料を削除若しくはアクセス無効化する行為を速やかに行う場合で、侵害通知があれば迅速に対応する等しているときには、サービスプロバイダーは、利用者の指示によってサービスプロバイダーが管理するシステム又はネットワーク上に資料を保管していることを理由に著作権侵害について免責する

★(g)削除又は無効化された資料の復活及びその他の責任の制限  
資料の削除又はアクセス無効化を加入者に迅速に通知する等の条件を満たせば、サービスプロバイダーは、侵害していると主張され、又は侵害行為が明白な行為若しくは状況に基づいて、サービスプロバイダーの善意により資料又は行為のアクセス無効化又は削除に基づくいかなる請求についても、当該資料又は行為が最終的に侵害と判断されるか否かに関わらず、いかなる者に対しても免責する。

# (米国) 通信品位法第230条を巡る最近の動き

## ★1996年通信品位法第230条

(c)(1) 双方向コンピューターサービスのプロバイダーが出版者又は発言者と扱われてはならない

(c)(2) 違法・有害コンテンツへのアクセス・利用制限措置等の免責

## ★通信品位法第230条の改正に関連する大統領令とその撤回

第45代トランプ大統領 2020年5月28日	オンライン検閲の防止についての大統領令 (13925号)
第46代バイデン大統領 2021年5月14日	特定の大統領の措置の撤回及び技術的修正についての大統領令 (14029号)
第47代トランプ大統領 2025年1月20日	言論の自由を回復し、連邦政府の検閲を終わらせる大統領令 (14149号)

## ★通信品位法第230条の改正に関わる法案

第119会期 (2025年-2026年) も、改正法案が複数提出されている。

# (米国) SHOP SAFE法案

★電子商取引における偽造品の審査によるプラットフォーム上の有害な販売申出の防止に関する法律 (Stopping Harmful Offers on Platforms by Screening Against Fakes in E-commerce Act) 案の内容

商標法 (ランハム法) 第32条に第(4)項を追加し、(A)項は、電子商取引プラットフォームが、第三者の販売者がプラットフォーム上で健康及び安全に関わる商品の販売、販売の申出、流通、又は広告に関連して偽造商標を商取引で使用したことが判明した場合に、(i)~(viii)項に細かく記載されたセーフハーバー条項に該当するときを除き、民事訴訟において寄与責任を負うことを規定する。

## ★SHOP SAFE法案の審議状況

小規模事業主に悪影響を及ぼすといった批判もあり、2020年から2024年まで法案が提出されていたが、成立しなかった。

# (米国) INFORM Consumers法

★消費者のためのオンラインマーケットプレイスにおける誠実性、通知及び公平性に関する法律 (Integrity, Notification, and Fairness in Online Retail Marketplaces for Consumers Act)

合衆国法典第15編第45f条 (消費者に通知するためのオンラインマーケットプレイスによる情報の収集、確認及び開示) において、

◆(a)項及び(b)項…オンラインマーケットプレイスが、そのプラットフォーム上の大量第三者販売者に対し、プラットフォーム上で大量第三者販売者として認定されてから遅くとも10日以内に、銀行口座、連絡先情報、納税者番号、並びに有効な電子メール及び電話番号を提供するよう要求し、収集後10日以内に確認し、大量第三者販売者の氏名、住所及び連絡先を含む身元を開示しなければならないことを定める。

◆(c)項…オンラインマーケットプレイスによる(a)項又は(b)項違反が、連邦取引委員会 (Federal Trade Commission) 法 (合衆国法典第15編第57a条) 第18条(a)(1)(B)項に基づき、不公正又は欺瞞的行為又は慣行を定義する規則違反とみなされると定める。

# (米国) TAKE IT DOWN法

★ウェブサイト及びネットワーク上の技術的ディープフェイクを無力化することで既知の悪用に対処する手段に関する法律 (Tools to Address Known Exploitation by Immobilizing Technological Deepfakes on Websites and Networks Act)

- ◆インタラクティブコンピュータサービスを使用して同意のない性的画像（親密な視覚的表現（intimate visual depiction）（合衆国法典第15編第6851条(a)(5)項において定義されている））を故意に開示することを刑事的に禁止し、オンラインプラットフォームが、個人の同意のない性的画像のオンラインプラットフォームへの通知及び削除要請ができる仕組みを作り、要請から48時間以内に削除しなければならないことについて定める。
- ◆DMCA第512条(c)(3)項よりは簡潔な通知及び削除の要請によって削除され、DMCA第512条(g)項のような削除されたものを復活させる手続はなく、DMCA第512条(g)項のような不実表示を行った者が生じた損害について責任を負う旨の規定もない。

# (米国) 最新裁判例(1)

- US-1** Toyota Motor Sales, U.S.A., Inc. v. Partnerships and Unincorporated Associations Identified on Schedule “A” 【商標権侵害】 イリノイ北部地区連邦地裁2024年11月18日判決（オンライン小売業者）
- US-2** Eicher Motors Limited v. Partnerships and Unincorporated Associations Identified on Schedule “A” 【商標権侵害】 イリノイ北部地区連邦地裁2025年8月8日判決（オンライン小売業者）
- US-3** Smart Study Co. v. Shenzhenshixindajixieyouxiangongsi 【商標権侵害】 第2巡回区連邦控訴裁判所2025年12月18日判決（オンライン小売業者）
- US-4** Twitter, Inc. v. Taamneh 【国際テロによる被害】 連邦最高裁2023年5月18日判決（SNSサービスプロバイダー）
- US-5** Moody v. Netchoice, LLC 【州のインターネットプラットフォーム規制法】 連邦最高裁2024年7月1日判決（コンピューター・通信業界団体）
- US-6** Gas Drawls, LLC v. Whaleco, Inc. 【商標権侵害】 カリフォルニア中部連邦地裁2025年12月5日判決（ECサービスプロバイダー）
- US-7** Gibraltar, LLC v. DMS Flowers, LLC 【商標権侵害】 カリフォルニア東部連邦地裁2026年1月26日判決（ECサービスプロバイダー）

## (米国) 最新裁判例(2)

- US-8** Anderson v. TikTok, Inc. 【窒息ゲームへの挑戦を促す動画による死亡事故】  
第3巡回区連邦控訴裁判所2024年8月27日判決 (SNSサービスプロバイダー)
- US-9** Google LLC v. LATAM Airlines Group S.A. Inc. 【名誉毀損】カリフォルニア北  
部連邦地裁2025年9月24日判決 (動画配信プラットフォーム)
- US-10** In re Frontier Communications Corporation 【著作権侵害】ニューヨーク南部  
連邦破産裁判所2024年3月27日判決 (インターネットサービスプロバイ  
ダー)
- US-11** Sony Music Entertainment v. Cox Communications, Incorporated 【著作権侵害】  
第4巡回区控訴裁判所2024年2月20日判決 (インターネットサービスプロバ  
イダー)
- US-12** UMG Recordings, Inc. v. Grande Communications Networks, L.L.C. 【著作権侵  
害】第5巡回区控訴裁判所2024年10月9日判決 (インターネットサービスプ  
ロバイダー)
- US-13** Shueisha Inc. v. DMCA Subpoena to Cloudflare, Inc. 【著作権侵害】  
カリフォルニア北部連邦地裁2026年2月2日判決 (コンテンツデリバリーネット  
ワークサービスプロバイダー)
- US-14** Calise v. Meta Platforms, Inc. 【詐欺広告】第9巡回区連邦控訴裁判所2024年6  
月4日判決 (SNSサービスプロバイダー)

# (EU) デジタルサービス規則(デジタルサービス法)

## ★デジタルサービス規則 (Digital Services Act) の概要

基本的に電子商取引指令とほぼ同様のISP等の責任に関する法的枠組を確認した上で、権利者による違法行為のISP等に対する通知手続を簡素化し、超大規模オンラインプラットフォームに（知的財産権侵害を含む）違法行為の防止において果たすべき新しい義務を規定したものである。

## ★第2章 仲介サービスプロバイダーの責任

電子商取引指令の第12条（単なる導管）、第13条（キャッシング）、第14条（ホスティング）及び第15条（一般的な監視義務の否定）を削除しているが（デジタルサービス規則第89条）、デジタルサービス規則第4条（単なる導管）、第5条（キャッシング）、第6条（ホスティング）及び第8条（一般的な監視義務の否定）において電子商取引指令とほぼ同様の規定を置いた。

# (EU) デジタルサービス規則(デジタルサービス法)

## ★第3章 透明かつ安全なオンライン環境のためのデューデリ ジェンス義務

### ◆第2節 オンラインプラットフォームを含むホスティングサー ビスプロバイダーに適用される追加規定

- 第16条第1項…電子通知システムをホスティングプロバイダーが整備しなければならないと規定している。
- 第16条第2項…権利者による違法行為の通知をしやすくするため、通知に記載が義務付けられる事項を簡素化している。
- 第16条第4項、第5項…通知を受けたホスティングプロバイダーが権利者に通知の受領確認を送り、できるだけ早期に、デューデリジェンスを尽くし、恣意的でない客観的な方法で取られた対応措置に関する決定と決定に対する異議の申し立て方法を権利者に通知する義務を定めている。

# (EU) デジタルサービス規則(デジタルサービス法)

## ◆第3節 オンラインプラットフォームプロバイダーに適用される追加規定

- コンテンツモデレーションのためのシステムには、オンラインプラットフォームによる制限措置を取る決定又は取らない決定に対して関係者が異議を唱えることを可能にする対審的な内部苦情処理手続（第20条）・裁判外紛争解決手続（第21条）とコンテンツモデレーションを効率化するために、違法コンテンツに関する通知が正当であることが推定され、優先的に審査される「信頼できる通報者（trusted flaggers）」による一方的な手続（第22条）がある。
- 濫用的な通知を複数回行った利用者をサービス利用から排除するための規定を設けている（デジタルサービス規則第23条）。

# (EU) デジタルサービス規則(デジタルサービス法)

- ◆第5節 超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジンプロバイダーがシステム上の危険を管理するための追加義務
- 超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジン（第33条）が指定され、2023年8月から追加義務が課されている。
- システミックリスクの管理に関して、システミック・リスク評価を行い、書類を作成する義務（第34条）、リスク軽減の措置を取る義務（第35条）、危機対応メカニズム（第36条）が規定されている。
- コンプライアンス管理に関して、最低年に1回独立の監査手続を行う義務（第37条）、デジタルサービスコーディネーター等の監督評価機関に必要なデータにアクセスを与える義務（第40条）、社内にコンプライアンスオフィサーを設置する義務（第41条）、コンプライアンス管理費用としてロイヤリティを毎年支払う義務（第43条）が規定されている。

# (EU) 最新裁判例(1)

- EU-1** Christian Louboutin v Amazon Europe Core Sàrl (C-148/21), Amazon EU Sàrl (C-148/21), Amazon Services Europe Sàrl (C-148/21), Amazon.com Inc. (C-184/21), Amazon Services LLC (C-184/21) 【商標権侵害】 EU司法裁判所 2022年12月22日先行判決 (ECプラットフォーム)
- EU-2** Tradeinn Retail Services S.L. v PH 【商標権侵害】 EU司法裁判所2025年8月1日先行判決 (ECプラットフォーム等)
- DE-1** YouTube II事件 (Frank Peterson v Google LLC, YouTube Inc., YouTube LLC., Google Germany GmbH) 【著作権侵害】 連邦最高裁2022年6月2日判決 (I ZR 140/15) (動画共有サービスプラットフォーム)
- DE-2** Uploader II事件 (Elsevier Inc. v Cyando AG) 【著作権侵害】 連邦最高裁2022年6月2日判決 (ファイル共有サービスプラットフォーム)
- DE-3** DNSブロッキング事件 (Elsevier, Springer Nature等 v Deutsche Telekom) 【著作権侵害】 連邦最高裁2022年10月13日判決、2023年1月26日判決 (アクセスプロバイダー)
- DE-4** マンハッタン橋事件 (英国写真家 v 楽天) 【著作権侵害】 連邦最高裁2024年10月23日判決 (オンラインマーケットプレイス)

## (EU) 最新裁判例(2)

- DE-5** Skinport GmbH v Google Ireland Limited 【商標権侵害】 デュッセルドルフ地裁2024年1月15日判決（検索サービスプロバイダー）
- FR-1** Sprd.net AG v. Teezily 【商標権侵害】 破棄院商事部2023年4月13日判決（ホストプロバイダー）
- FR-2** Nintendo Co.Ltd, The Pokemon Company, Creatures Inc, Game Freak Inc v. DStorage 【著作権侵害、商標権侵害】 破棄院商事部2025年2月26日判決（ホストプロバイダー）
- FR-3** M. X v. Google 【誹謗中傷】 パリ司法裁判所2025年9月3日急速本案審理手続の判決（検索エンジンサービスプロバイダー）
- FR-4** Soleil v. Tiktok Technology 【誹謗中傷】 パリ司法裁判所2025年9月3日急速本案審理手続の判決（オンラインプラットフォーム）
- FR-5** M. Z、Ozapayv. Warning Trading 【誹謗中傷】 リール司法裁判所2025年10月7日急速本案審理手続の判決（オンラインプラットフォーム）

# (中国) 民法典、電子商務法、情報ネットワーク伝達権保護条例

## ★民法典(2021年1月1日施行⇒権利侵害責任法廃止)

1195条・1196条 通知－必要措置のプロセス

1197条 ネットワークサービスを利用して他人の民事権益の侵害を知り又は知り得べきだが、必要な措置を講じなかった場合、ネットワークサービス提供者は、ネットワーク利用者と共に連帯責任を負う

## ★電子商務法(2019年1月1日施行)

42条・43条 通知－必要措置のプロセス

45条 電子商取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内の経営者の知的財産権侵害を知り又は知り得べきだが、必要な措置を講じなかった場合、電子商取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内の経営者(権利侵害者)と共に連帯責任を負う

## ★情報ネットワーク配信権保護条例(第一回改正2013年3月1日施行)

20条～23条 ネットワークサービス提供者の免責条件を規定

# (中国) ネットワーク取引・ライブコマース監督管理弁法

## ★ネットワーク取引監督管理弁法

- ◆2025年3月18日に改正され、2025年5月1日より実施開始となった。
- ◆ネットワーク弁法は、ネット取引行為の規範化を目的とし、ライブコマース、WeChatビジネスなどの新たな業態に対する監督管理責任を明確化し、プラットフォームによる事業者審査を強化するとともに、虚偽の販売操作（サクラ評価等）、強制的抱き合わせ販売を禁止し、消費者の個人情報を保護するものであり、オンラインとオフラインの一体化した監督管理の原則を確立している。

## ★ライブコマース監督管理弁法

- ◆2025年12月18日に公布し、2026年2月1日より実施開始となった。
- ◆近年、ライブコマースにおいて、いわゆる「炎上」事案や違法事例が相次いで発生しており、関連紛争も増加傾向にある。これを受け、各地の市場監督管理当局は取締り及び行政執行を一層強化している。このような背景の下、ライブコマース業界における基礎的な監督管理規範としてライブコマース監督管理弁法が制定されたことは、同業界のコンプライアンス体制及び規制環境に対して、今後、重大かつ長期的な影響を及ぼすものと考えられる。

# (中国) 最新裁判例(1)

- CN-1** 行政処分【一般消費者の誤認】 上海市金山区市場監督管理局  
2022年10月25日処分
- CN-2** 刑事事件【虚偽情報の拡散】 山東省青島市市南区人民法院  
2024年1月31日判決
- CN-3** X (PGC) v. Y (UGC) 【著作権・情報ネットワーク配信権侵害】 北京市海淀区人民法院2021年12月31日判決 (コンテンツプラットフォーム、PGC、UGC)
- CN-4** X v. Y 【商標権侵害】 北京市海淀区人民法院2021年5月31日判決 (ライブ配信販売プラットフォーム)
- CN-5** Xら v. Yら 【著作権・情報ネットワーク配信権】 陝西省西安市中級人民法院 2022年10月26日判決 (UGC動画プラットフォーム)

## (中国) 最新裁判例(2)

- CN-6** X (錢氏) v. Y1 (廖氏)、Y2 (上海尋夢情報技術有限公司) 【実用新案権侵害】 上海知的財産権法院2022年7月15日判決 (ECプラットフォーム)
- CN-7** 上訴人・被告Y (北京網易有道計算機系統有限公司) v. 被上訴人・原告X (藍牛仔影像 (北京) 有限公司) 【情報ネットワーク配信権侵害】 広州知識産権法院2021年6月3日判決
- CN-8** 深圳小鵝通技術有限公司電子商務法違反 行政処罰決定書 深圳市市場監督管理局 (深圳市知識産権局) 2025年11月14日 (ライブ配信サービスプラットフォーマー)
- CN-9** 上海潤国信息技术有限公司 広告審査義務違反行政処罰 浦東新区市場監督管理局2025年12月12日 (アプリ運営者)
- CN-10** 黄氏 v. 北京某有限公司 【不法行為責任】 北京インターネット法院2024年3月25日判決 (抖音アプリ)

# 日・米・EU・中の比較(1)

## (1) 仲介者の責任に関する原則

日本	侵害を知り得た相当の理由がある場合等を除き 免責（情プラ法3条1項）
米国	利用者の指示による資料につき、侵害の現実の 認識がない場合等の免責（DMCA512条(c)(1) 項）
EU	一般的監視義務の否定（DSA8条）
中国	民事権益侵害を知り得べき場合等の連帯責任 （民法典1197条、電子商務法45条）、免責条件 （情報ネットワーク配信権保護条例20～23条）

# 日・米・EU・中の比較(2)

## (2)プロバイダーの類型化

日本	特定電気通信役務提供者、関連電気通信役務提供者、大規模特定電気通信役務提供者（情プラ法2条、5条等）
米国	一時的なデジタルネットワーク通信、システムキャッシング、利用者の指示によってシステム又はネットワーク上に存在する情報、情報の所在地ツール（DMCA512条(a)～(d)項）
EU	単なる導管、キャッシング、ホスティング（DSA4～6条）、オンラインプラットフォーム、検索エンジン（DSA3章）
中国	自動接続サービス・自動伝送サービス、自動保存・自動転送サービス、情報保存サービス、検索又はリンクサービス（情報ネットワーク配信権保護条例20～23条）

# 日・米・EU・中の比較(3)

## (3)侵害通知に含まれる内容

日本	請求者の本人性等、発信者情報の保有の確認、侵害情報の特定、権利侵害の確認（情プラ法ガイドライン）
米国	著作物の特定、侵害資料の特定、申立当事者に連絡可能な住所等（DMCA512条(c)(3)項）
EU	違法な行為・情報（知った時点で迅速に措置を取らないと責任を負う、DSA6条1(b)項）
中国	権利侵害を構成する初歩的な証拠、権利者の真実の身分情報（民法典1195条、電子商務法42条）

# 日・米・EU・中の比較(4)

## (4)侵害通知を受けた場合の削除等の対応

日本	侵害を信じるに足りる相当の理由があった場合、照会日から7日を経過しても発信者から不同意の申出がなかった場合に送信防止措置を取る（免責される、情プラ法3条2項）
米国	資料削除・アクセス無効化を迅速に対応する（DMCA512条(c)(1)）
EU	迅速に情報削除・アクセスを不可能にする措置を取る（DSA6条1(b)項（4.2.2.1.1参照））
中国	削除、非表示、リンクの切断等の必要な措置を講じる（民法典1195条、電子商務法45条）

## 日・米・EU・中の比較(5)

### (5)侵害通知を受けた場合に削除等をしない場合の責任

日本	侵害を知り得た相当の理由がある場合等は不法行為法の原則どおり（情プラ法3条1項）
米国	金銭的救済等の免責が及ばない（DMCA512条(c)(1)項）
EU	免責が及ばない（DSA6条1(b)項）
中国	ネットワーク利用者とともに連帯責任を負う（民法典1195条、電子商務法45条）

# 日・米・EU・中の比較(6)

## (6)発信者情報開示請求の要件

日本	侵害が明らかであり、発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある場合（情プラ法5条1項）
米国	侵害通知のコピー等に提出による文書提出命令の書記官への要求（DMCA512条(h)項）
EU	侵害訴訟において、原告の請求が正当で均衡の原則に適っている場合（ドイツ・情報請求権の要件）理由の正当性、権利を不当に害しない、本案訴訟の不提起（フランス・レフェレの要件）
中国	知的財産権者に発信者情報を開示すべき法的義務はなく、裁判所や行政機関による調査によって提供を受けるのが通常

# 権利者が取れる実務的措置の一覧表

	発信者情報の開示	差止・削除請求	損害賠償請求	代替的紛争解決手段
日本	非訟手続が新設されたが、仮処分、本案訴訟によることもできる	侵害情報送信防止措置の申出－発信者に対する同意照会－侵害情報送信防止措置（情プラ法3条2項）による、他に、差止仮処分、差止請求の本案訴訟もあり得る	訴訟による	特定デジタルプラットフォームにつき苦情処理・紛争解決体制が整備される（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律5条2項1へ、7条3項2号、9条1項2号）
米国	DMCA文書提出命令（Subpoena）、デイスカバリによる	通知－削除（Notice and Take Down、DMCA512条(c)項）による	訴訟による	
ドイツ	情報請求権に基づく請求による			オンラインプラットフォームにつき苦情処理体制（DSA20条）、裁判外紛争解決制度（DSA21条）が整備される
フランス	証拠を得るためのレフェレによる	電子通知－アクセス制限等の措置（DSA16条）による	訴訟による	
中国	司法機関又は行政機関の調査によって提供を受ける	通知－必要措置（民法典・電子商務法）又は通知－削除（情報ネットワーク配信権保護条例）による	訴訟による	